

ユニフォーム規定 マニュアル

Vol.02 20200630



ユニフォームの運用について

JBAユニフォーム規則(2019年11月14日制定版)に準ずる

新ユニフォーム規則 第 20 条〔移行期間〕

本規則の**施行後 3 年間 (2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)** は、第 10 条第 1 項のなお書き (※1) および第 11 条第 2 項の規定については、なお従前の例 (※2) による。

※1：第 10 条 (選手番号) 1 項「なお、パンツに番号を付けることはできない」の部分

※2：従前の例=旧ユニフォーム規則

- チームの中でパンツに番号ありと無しでの参加を認める
※番号は背番号と同じであること

- 新規で作成する場合は新ユニフォーム規則に準ずること。
- ブロック大会以上ではリバーシブルのユニフォームは公式のユニフォームと認められていません。
- チーム名に企業のロゴを使用する場合はスポンサー広告ではなく、チーム名とみなします。
- 旧ユニフォームを使用時に新規選手の分のユニフォームを作成する時は旧ユニフォームのデザインで作成すること。
※ユニフォームは、同一チームに所属する全てのチームメンバーが同じデザイン(形状、色および模様)のものを着用しなければならないと規定されております(第5条2項)

JBAユニフォーム規則違反は試合に出場できません。


ただし、パンフレット等の登録時と試合当日の番号が違う場合はユニフォーム規定違反ではないので初戦は試合に出場することができます。

2試合目より登録した番号に戻して出場する事ができます。※応急処置など

ユニフォーム広告の運用について

**ブロック大会以上ではユニフォーム管理を行う
 広告の管理のみでチーム名やチームロゴに関してはJBAユニフォーム規定に準ずる**

チームの責任者はユニフォームにスポンサー等を広告を表示する場合
 指定の「広告提出申請書」を大会主催者に申込みと同時に提出すること。



JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
 TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062 一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

JSB ユニフォーム広告申請書

記入日: 年 月 日

所属郵便番号	チーム名	男子 / 女子	チームID
申請者 (氏名)	電話番号	E-Mail	

注意事項

- ① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。(写真でも可也)
- ② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
- ③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
- ④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所	広告主名 <small>例：〇〇株式会社</small>	広告主の業種 <small>例：アパレル・製造業</small>	サイズ <small>(最大幅・最大高さ)</small>	広告契約期間
前面①				年 月 日 から 年 月 日
前面②				年 月 日 から 年 月 日
背面①				年 月 日 から 年 月 日
背面②				年 月 日 から 年 月 日

※掲示する広告の詳細 (デザイン画または写真) を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

ユニフォーム広告の表示について

ブロック大会以上ではユニフォーム管理を行う

